

波佐見町新型コロナウイルス感染症緊急経営支援給付金制度のご案内

波佐見町では、この度の新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、経営に支障を生じている波佐見町中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）の経営継続支援のため、緊急的に経済支援を行います。

◆給付金制度の概要

給付金の内容

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた町内の事業所への経済支援のため給付金を交付します。

給付金額

一律200,000円

対象となる事業所

※中小企業法に規定する中小企業者、小規模事業者（個人含む）など

- ①町内に居住または事業所を有する中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、当年3～7月の売上高が前年同月比で、20%以上の減少が1ヶ月ある事業所
- ③原則、町税等すべてを完納しているもの
- ④前年までの確定申告等を行い、かつ継続的に事業を行い、今後も事業を継続する事業所

※開業から1年を満たない事業所については、開業後の売上額の推移を確認し判断する。
※町税等とは、町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料の町が債権を有するもの。

申請期間

令和2年5月7日（木）～令和2年8月31日（月）

申請場所 申請方法

【窓口申請】 波佐見町役場 商工観光課
【郵送申請】 〒859-3791
波佐見町宿郷660番地
波佐見町役場 商工観光課

◆申請に必要な書類

- ・給付金支給申請書等（様式第1号・第2号）
- ・売上高比較表の根拠が確認できる書類
月次試算表、売上帳簿、確定申告書等の写し、決算書等
※比較対象となる月の実績及びそれに呼応する前年同月、年間の月別の実績がわかるもの

【お問い合わせ先】 波佐見町役場 商工観光課
TEL 代表0956-85-2111 直通 85-2162